

新たな杉並区基本構想が答申されました

区では、平成24年に策定した現在の基本構想が、令和3年度をもって終期を迎えることから、令和4年度を始期とする新たな基本構想の策定に向けて、杉並区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置し、令和2年8月から総勢42名の委員が全体会や部会等で審議を重ねてきました。

このたび、新たな基本構想がとりまとめられ、9月14日開催された第7回杉並区基本構想審議会にて、元東京都副知事で明治大学名誉教授の青山侑（あおやまやすし）会長から、新たな基本構想の答申書が、田中良区長に提出されました。

答申では、今後おおむね10年程度を展望した目指すまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」としています。

青山会長からは、「今回の基本構想は、多様性の尊重、働き方改革、女性の活躍など世の中が大きく変化していく予感の中で、新たな議論が行われたのが大きな特徴です。総勢42名の委員の多種多様な意見に基づきとりまとめました。「みどり豊かな 住まいのみやこ」の基本理念を忘れることなく取り組んでほしい。」といったご意見がありました。田中区長からは、「審議会の皆様でまとめていただいた答申・提言をしっかりと踏まえて、私たちの世代での責任を考えながらバトンをしっかりと受け継ぎ、新基本構想の実現に向けて取り組みを進めてまいります。」と話しました。

区では、この答申を受け、区議会第3回定例会に新たな基本構想を議案として提案する予定です。

また、基本構想を実現するための具体的な道筋となる「杉並区総合計画・実行計画」等も今年度中に策定する予定です。



【問い合わせ先】

政策経営部企画課 TEL 3312-2111 内線1411
総務部広報課 TEL 3312-2111 (代表)